

協働に関する調査について

笛吹市が協働で行っている事業について、現状の把握と今後の取組に向けて、次の 3 つの調査を行います。

- 【調査項目】 ① 協働状況調査
② 協働希望調査
③ 市民活動団体等活用資源調査

1. 協働状況調査（令和 7 年度中の事業）

令和 7 年度に行った事業の中で、次の非営利公益団体と協働した事業について記載します。

相手先である非営利公益団体の分類

分 類	適 用
N P O 法人	特定非営利活動促進法により都道府県等の認証を受けた特定非営利活動法人
市民活動・ボランティア団体	志を同じくする人々が自主的に集まって設立され、その目的達成のため市民活動やボランティア活動を継続的に行う団体で、法人格のない任意団体
行政関連団体	行政施策の推進等のために設立され、市の補助金等により組織を運営したり、市に事務局を置いて活動したりするなど、市と密接な協力関係にある団体 例）市青少年育成協議会、市民生児童委員協議会など
地域団体	居住地域を単位とした市民により構成され、共益性が強いが、まちづくり活動や社会貢献活動にも取り組む団体 例）婦人会、行政区、シニアクラブ、地区まちづくり組織など
実行委員会等	協働で事業を行うために設立され、市と上記の団体、個人等で構成する実行委員会・協議会等
企業・大学等	地域包括連携の協定を結んでいる企業や学校
その他の非営利公益法人	社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人等の公益法人

協働で行った事業の形態

形態	事業の分類
共催	市民と市が共に主体となって共同で事業を行うこと
委託	専門性などの特性が十分に発揮され、良い成果が期待できる事業に対し、全部または一部を委ねること
補助	市民が主体となって行う公益性の高い事業に対し、市が資金的に支援を行うこと
事業協力・事業協定	市民と市がそれぞれの特性を活かせるような役割分担を設定し、一定期間、協力をして事業を行うこと
情報提供	市民と市は、お互いの持つ情報を提供しあったり、意見の交換を行うこと
実行委員会	イベントやプロジェクトの実施に向けて、市民と市が実行委員会等を設立し、事業を行うこと

２． 協働希望調査

本年度またはそれ以降に上記の非営利公益団体等と協働して行っていきたい（行う）事業について、記載します。

３． 市民活動団体等活用資源調査

市民団体が活用できる補助事業や物品の貸し出し、講師派遣などの制度を記載します。